



皆様に支えられて50年  
since1968



社会福祉法人  
越谷市社会福祉協議会

---

# 法人化50周年記念誌

---

The 50th Anniversary of the incorporation of Koshigaya City  
Council of Social Welfare

## I N D E X

1	はじめに	2
2	発刊にあたって、市長祝辞	3-4
3	越谷市社協のあゆみ【年表】	5-6
4	特集① 社協だよりで振り返る越谷市社協	7-14
5	特集② これからの越谷市社協	15-28
6	皆さんに支えられる社協 ～社協組織の強化に向けて～	29
7	組織図、所管施設一覧	30



## はじめに

社会福祉協議会は、全国、都道府県、市区町村単位に設置され、そのネットワークにより活動を進めています。また、広く住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」を持ちながら、民間組織としての「自主性」を発揮し、地域福祉の推進に取り組んでいます。

越谷市社会福祉協議会は、昭和30年4月に越谷町社会福祉協議会として発足し、昭和43年11月に社会福祉法人として認可を受けて、平成30年11月に法人化50周年を迎えました。

この間、社会情勢は大きく変化し、急速に進む少子高齢化や核家族化とともに経済状況の変化、近隣関係の希薄化などにより、家庭や地域社会のあり方が大きく変化しています。また、従来からの福祉課題に加え、孤立死や虐待など地域の中で新たな社会問題が深刻化しています。

このような状況の中、越谷市社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核的組織として、深刻な社会課題に向き合い、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせるよう取り組んでまいりました。しかしながら、私たち、社会福祉協議会の活動は、地域の皆様のご協力無くしては、どの事業も成り立ちません。いわば、社会福祉協議会の歴史は、市民の皆様、各種団体の皆様の力添え、支え合いの歴史でもあります。

法人化50年は、一つの節目であり、未来に向けての通過点です。今後、さらに複雑、多様化する地域福祉のニーズに答えられるよう、更なる地域福祉の発展を目指して参りますので、市民の皆様をはじめ、関係者の皆様のご支援、ご協力を引き続きお願い申し上げます。

## 発刊にあたって

社会福祉法人 越谷市社会福祉協議会  
会長

杉本 昭彦



越谷市社会福祉協議会は、昭和43年に県内の社会福祉協議会で7番目となる社会福祉法人格を取得しました。そしてこの度、法人化50周年を迎え、本記念誌が発刊できましたことは、ひとえに市民の皆様を始め、関係機関、関係者のご支援、ご協力の賜物であり、深く敬意を表するとともに、心から感謝申し上げます。

さて、この50年の間に、社会福祉を取り巻く環境は大きく変化してまいりました。世界的にも例を見ない少子高齢化の進行は社会の姿を大きく変え、多くの課題が顕著化しています。今日では、従来からの福祉課題に加え、地域での交流の減少や高齢者の孤立、子供の虐待・貧困など、新たな社会問題が深刻化しています。

このような社会情勢の変化の中で、住民の誰もが安心して生活できる地域社会を実現するためには、市民の皆様方や関係機関との連携した地域福祉活動が重要であります。当協議会においては、住民参加型による家事援助サービス事業や地域の居場所づくり活動を支えるふれあいサロン事業を始めとした各種地域福祉事業を展開し、共に支え合い、助け合う地域共生社会の実現に向けた活動を進めてまいりました。

社会福祉法において、社会福祉協議会は、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と明記されているように、住民の皆様からの期待に応え、地域福祉を推進していく責務があると言えます。この責務を果たすためにも、これまでの長年にわたる貴重な歩みを礎に、職員一同、さらなる発展に向けて力を尽くす所存ではございますが、関係皆様方のご協力なくしては、地域福祉の充実・発展を成し遂げることは困難でございます。引き続き、皆様方の変わらぬご支援とご協力を心からお願い申し上げます。法人化50周年記念誌発刊のご挨拶といたします。

## 市長祝辞

越谷市長  
高橋 努



このたび、社会福祉法人 越谷市社会福祉協議会が法人化50周年を迎えられ、この佳節に記念誌を発行されますことに、心からお祝いを申し上げます。

貴協議会は、昭和30年に越谷町社会福祉協議会として発足し、県下初となる法外援護資金制度・生活相談所の開設などを経て、昭和43年に社会福祉法人越谷市社会福祉協議会が誕生しました。法人認可以降も、誰もが住み慣れた地域の中で、その人らしく自立し、社会参加を行いながら、安心して暮らし続けることができる地域社会の実現を目指し、様々な福祉事業や福祉活動に取り組み、今日まで発展されてきました。

この50年の歴史は、歴代の会長をはじめ、役員並びに多くの関係者の皆様のご努力と熱意の賜物であり、衷心より敬意を表するとともに、感謝申し上げます。

近年、高齢社会の進展や不透明な社会経済情勢により、市民の皆様の社会福祉に対する関心は高く、ニーズも多様化しております。

このような中、貴協議会におかれましては、子どもや子育て世代から高齢者まで幅広いサービスを提供するほか、障がい者や生活困窮者への支援、ボランティアの育成など、様々な事業に取り組まれています。

また、老人福祉センターや障害者就労訓練施設しらこぼとなどの管理運営や地域包括支援センター越ヶ谷での支援活動等におきましても、多大なるご尽力を賜っており、ここに、改めて感謝申し上げます。

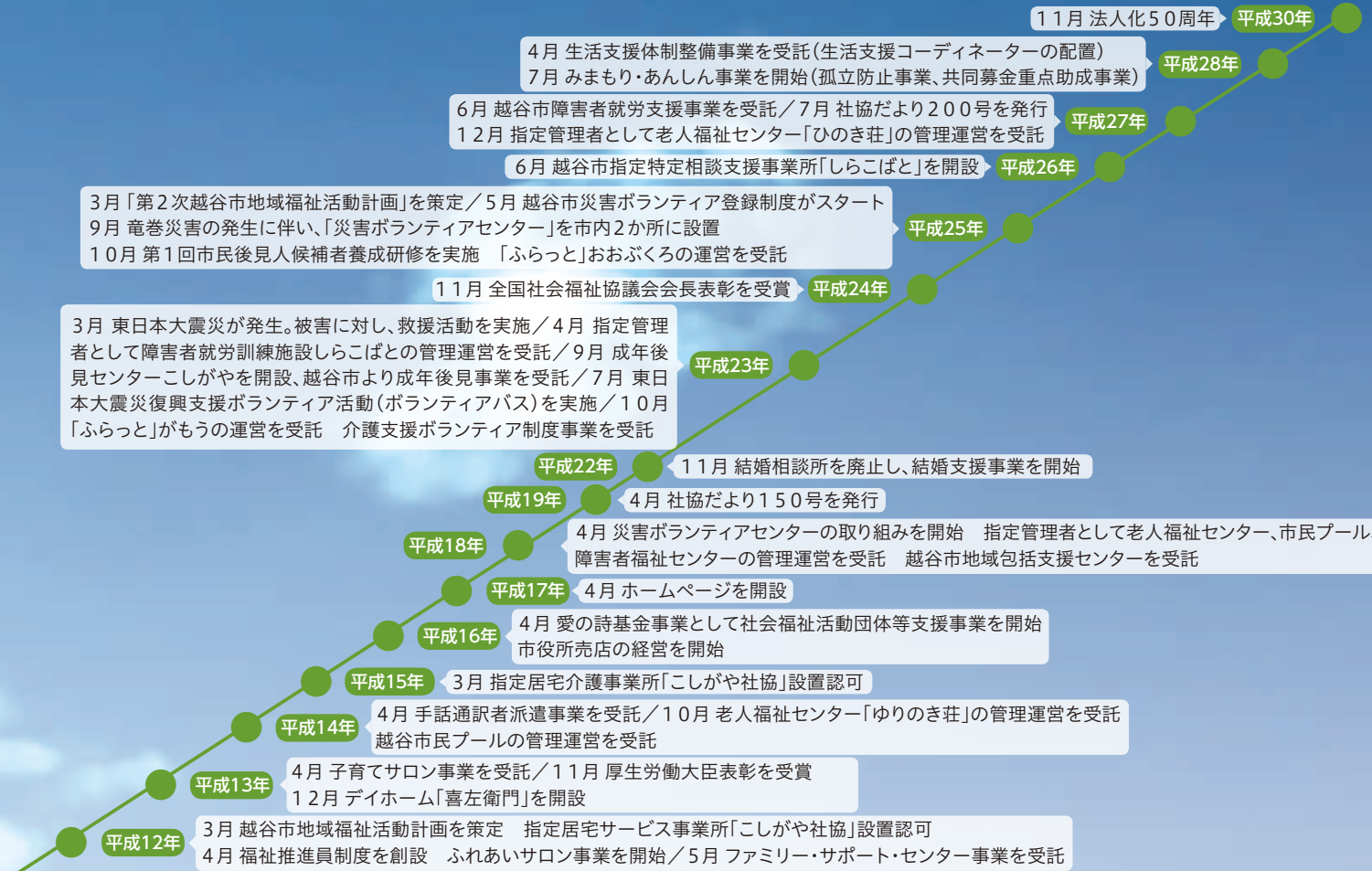
本市は、平成30年11月に市制施行60周年を迎えましたが、今後とも、市民参加と協働により、笑顔で、安全・安心、そして、いきいきと暮らすことのできる「越谷市に住んでよかった」「これからも住み続けたい」と実感できるまちづくりに、全力で取り組んでまいりますので、皆様の一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、社会福祉法人 越谷市社会福祉協議会が、この50年という輝かしい歴史を礎に、ますますご発展されますようご祈念申し上げ、祝辞といたします。

# 越谷市社協のあゆみ

昭和43年11月26日に社会福祉法人としての認可を受けてから、50周年を迎えました。  
この間、皆様にとくさんのご協力をいただき、様々な事業を実施してまいりました。  
この50年のあゆみを年表で振り返ります。







# 社協だよりで振り返る 越谷市社協

法人化とともに創刊した越谷市社協の「社協だより」。

地域福祉に関する情報や地域の皆様の活動をお伝えしてまいりました。

ここでは創刊から220号までの表紙を掲載し、50年のあゆみを振り返ります。

第1号 (S44.7.1)



「福祉こしがや」という名で発行された創刊号。社会福祉法人として認可を受けた翌年に第1号が発行されました。

1面には、市民参加の会として組織された新たな社会福祉協議会に対し、力強く声援を送る故・大塚伴鹿市長(当時)のお祝いの言葉と会員制度の発足を契機に、市民の方々の参加、協力による福祉増進を願う故・藤間高介会長(当時)の言葉がつけられています。

第2号 (S45.7.15)



第3号 (S46.2.15)



第4号 (S46.7.1)



第5号 (S47.7.1)



第6号 (S48.3.1)



第7号 (S48.7.1)



第8号 (S49.3.1)



第9号 (S50.2.15)



第10号 (S51.3.15)



第12号 (S52.10.1)



第11号 (S52.3.15)



昭和52年10月に発行された第12号には、創刊以来、初めて写真が掲載されました。「越谷市にはひとり暮らしの老人が150人もおります」という記事には、当時と現在の社会情勢の違いが表れています。

第13号 (S53.3.15)



月に1回、一人暮らしの高齢者にはがきを送るボランティアグループ「友愛通信」の活動が掲載されました。心のごもったはがきのやりとりが現在も続いています。

第14号 (S54.3.15)



第15号 (S55.3.15)



第16号 (S56.3.30)



第17号 (S57.5.15)



第18号 (S58.3.1)



第19号 (S58.6.1)







第20号 (S58.12.1)

社会福祉事業法(現:社会福祉法)が改正され、市町村社協が地域福祉の中核的機関として位置づけられました。  
1面には、社協の使命が記されています。  
社協は…  
○地域福祉の活動拠点となります。  
○地域福祉の推進体制づくりを進めます。  
○福祉の担い手を育てます。  
○基盤の充実強化に力を入れます。



第21号 (S59.6.1)

昭和59年4月19日に老人福祉センター「けやき荘」がオープンし、社会福祉協議会が管理運営業務を受託しました。  
社協の先駆性、創造性、即時性、柔軟性、試行性を発揮し、より良い運営を行う旨が記されています。



第22号 (S59.12.1)



第23号 (S60.5.15)



第24号 (S60.12.1)

第5回障害者の日記念事業「ふれあいの日」開催の様子です。  
国際障害者年(1981年)をきっかけに日本では12月9日を「障害者の日」と制定しました(現在は12月3日～9日を障害者週間と規定しています)。  
「ふれあいの日」はこの「障害者の日」を記念し、市内の障がい者団体を中心に実施しています。



第25号 (S61.6.15)



第26号 (S61.12.1)



第27号 (S62.6.1)



第28号 (S62.9.15)



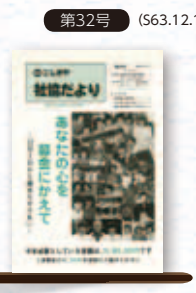
第29号 (S63.2.15)



第30号 (S63.6.1)



第31号 (S63.9.1)



第32号 (S63.12.1)



第33号 (H元年.3.1)



第34号 (H元.4.15)



第35号 (H元.6.15)



第36号 (H元.7.15)



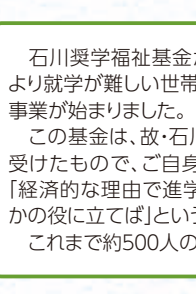
第37号 (H元.9.15)



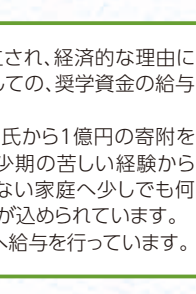
第38号 (H元.11.15)



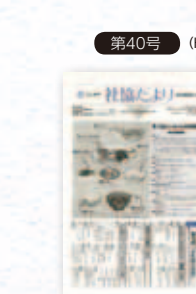
第39号 (H2.2.15)



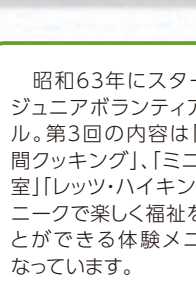
第40号 (H2.4.15)



第41号 (H2.6.15)



第42号 (H2.7.15)



第43号 (H2.9.15)



第44号 (H2.11.15)



第45号 (H3.2.15)



第46号 (H3.4.15)

昭和63年にスタートしたジュニアボランティアスクール。第3回の内容は「120分間クッキング」、「ミニ点字教室」、「レッツ・ハイキング」とユニークで楽しく福祉を学ぶことができる体験メニューとなっています。



市長祝辞・会長挨拶

越谷市社協のあゆみ

社協だよりで振り返る越谷市社協

これからの越谷市社協

皆さんに支えられる社協

第47号 (H3.6.15)



第48号 (H3.7.15)



第49号 (H3.9.15)



第50号 (H3.11.15)



第51号 (H4.2.15)



第52号 (H4.4.1)



平成4年4月1日に越谷市中央市民会館がオープンし、社会福祉協議会の事務所が会館へ移転しました。また、障害者福祉センターこぼと館も設置されました。

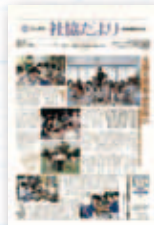
第53号 (H4.6.15)



第54号 (H4.7.15)



第55号 (H4.9.15)



第56号 (H4.11.15)



第58号 (H5.2.15)

第57号 (H5.1.1)



第1回ボランティアフェスティバルが開催されました。メインイベントは、市内小・中・高校生13人による『こどもたちの主張』。「老人福祉センターや学校などでふれあえる場を作ってほしい」、「老人ホームや養護学校で働く職員の方を学校に招き、話を聞く機会を」など、こどもたちの目線から、福祉に対する様々な提案がありました。

第59号 (H5.4.15)



第60号 (H5.6.15)



第61号 (H5.7.15)



第62号 (H5.9.15)



第63号 (H5.11.15)



第64号 (H6.1.1)



第65号 (H6.2.15)



第66号 (H6.4.15)



拡大写本グループの活動が掲載された第66号。視力の弱い子どもたちのため、教科書や児童図書を拡大して作成しています。当時は、すべて手書きだったため、年間5~6冊作成するのが精一杯だったそうです。現在は、パソコンで作成し、スピードもアップ。時代と共に、ボランティア活動の様式も変化しています。

第67号 (H6.6.15)



第68号 (H6.7.15)



第69号 (H6.9.15)



定年退職後の人生の選択肢の一つとしてのボランティア活動を紹介しています。退職後の経済設計や健康維持については、準備を進めている方が多いようですが、時間設計=生きがいづくりに関しては、準備されていない方が多いことが書かれています。身体障がい者の買い物援助や視覚障がい者のジョギングに伴走する男性シニアボランティアさんの記事がとても印象的です。

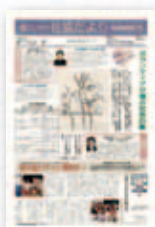
第70号 (H6.11.15)



第71号 (H7.1.1)



第72号 (H7.2.15)



第73号 (H7.4.15)



第74号 (H7.6.15)



第75号 (H7.7.15)



第76号 (H7.9.15)



第77号 (H7.11.15)

第78号 (H8.1.1)

第79号 (H8.2.15)

第80号 (H8.4.15)

第81号 (H8.6.15)



視覚障がい者の支援を行う朗読・音訳ボランティアを特集した第79号。主に広報紙を音訳する「声のおたよりグループ」、対面朗読や録音図書を作成する「こだま文庫グループ」を紹介しています。「声」のボランティアが視覚障がい者の目となり、世界を広げる手助けをしています。



第82号 (H8.7.15)

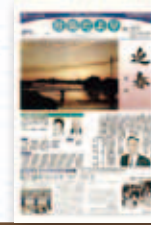
第83号 (H8.9.15)

第84号 (H8.11.15)

第85号 (H9.1.1)

第86号 (H9.2.15)

第86号(特集号) (H9.2.15)



第87号 (H9.4.15)

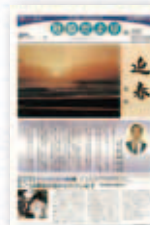
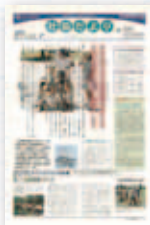
第88号 (H9.6.15)

第89号 (H9.7.15)

第90号 (H9.9.15)

第91号 (H9.11.15)

第92号 (H10.1.1)



第93号 (H10.2.15)

第93号(特集号) (H10.2.15)

第94号 (H10.4.15)

第95号 (H10.6.15)

第96号 (H10.7.15)



介護保険制度のスタートを2年後に控えた平成10年6月号では、高齢者の在宅福祉サービスの内容が掲載されています。越谷市社協では、身体介護を含むホームヘルプを住民主体で実施していました。

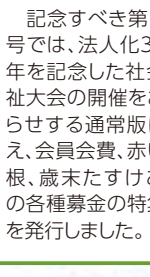
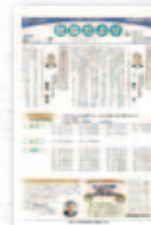
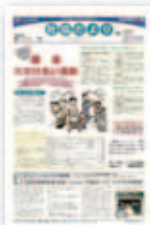
第97号 (H10.9.15)

第98号 (H10.11.15)

第99号 (H11.1.1)

第100号 (H11.2.15)

第100号(特集号) (H11.2.15)



記念すべき第100号では、法人化30周年を記念した社会福祉大会の開催をお知らせする通常版に加え、会員会費、赤い羽根、歳末たすけあいの各種募金の特集号を発行しました。

第102号 (H11.6.15)

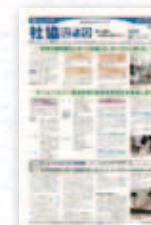
第101号 (H11.4.15)

第103号 (H11.7.15)

第104号 (H11.9.15)



重い四肢体幹障害をもって生まれた4歳の「よっちゃん」を住民の皆さんで支える様子を伝えた第102号。約60人の住民ボランティアが「よっちゃん」とそのご家族と一緒にリハビリプログラムに取り組んだ4年間で記されています。「よっちゃんから生きる喜びをもらっていたことに気付いた」「よっちゃんの成長が見たくて活動を続けている」など、支援の受け手と担い手の相互に響き合う関係ができていく様子がとてもよく伝わってきます。



市長祝辞・会長挨拶

越谷市社協のあゆみ

社協だよりで振り返る越谷市社協

これからの越谷市社協

皆さんに支えられる社協

第105号 (H11.11.15)



第106号 (H12.1.1)



第107号 (H12.2.15)



第107号(特集号) (H12.2.15)



第108号 (H12.5.1)



第109号 (H12.7.1)



第113号 (H13.3.1)

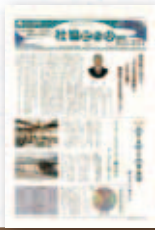
第110号 (H12.9.1)



第111号 (H12.11.1)



第112号 (H13.1.1)



「わがまちの介護保険」と題し、5号連続で特集記事を組みました。平成12年4月に介護保険制度がスタートし、利用者自らが必要なサービスを選択し、受けることとなり、これまでの「措置」から「選択」へと大きな変容を遂げました。  
現在の認定基準とは異なりますが、平成12年5月末の市内における要支援・要介護認定者数は2,091人(平成30年3月末 11,695人)でした。

第114号 (H13.5.1)



第115号 (H13.7.1)



第116号 (H13.9.1)



第117号 (H13.11.1)



第118号 (H14.1.1)



第119号 (H14.3.1)



第123号 (H14.11.1)

第120号 (H14.5.1)



第121号 (H14.7.1)



第122号 (H14.9.1)



老人福祉センターゆりのき荘のオープンをお知らせした第123号。越谷市民プールが併設され「ふれあいと健康づくり」をテーマに、健康増進を進める様々な事業を展開しています。  
同号では、手話通訳者派遣事業のスタートもお伝えしています。

第124号 (H15.1.1)



第125号 (H15.3.1)



第126号 (H15.5.1)



第127号 (H15.7.1)



第128号 (H15.9.1)



第129号 (H15.11.1)



第131号 (H16.3.1)

第130号 (H16.1.1)



高齢者や障がい者、子育て中の親などを対象に、地域の身近な場で「気軽に」「楽しく」「無理なく」参加できる「ふれあいサロン」活動を集めています。  
介護保険制度の開始とほぼ同時期に始まった「ふれあいサロン」。地域での見守りや交流の場として機能しています。現在は、市内に100か所を超えるサロンが開設され、地域のニーズに合わせた活動が行われています。

第132号 (H16.5.1)



第133号 (H16.7.1)



第134号 (H16.9.1)



第135号 (H16.11.1)



第136号 (H17.1.1)



第137号 (H17.3.1)



第138号 (H17.5.1)



第139号 (H17.7.1)



第140号 (H17.9.1)



赤い羽根共同募金は、昭和22年11月に民間の助け合い運動として始められました。当初は、戦争で被害を受けた福祉施設を中心に支援が行われ、現在は、各都道府県にある共同募金会が活動を担い、寄付金は地域福祉の推進などに役立てられています。  
越谷市民の皆様からお寄せいただいた募金は、越谷市内の地域福祉推進事業と埼玉県内の社会福祉施設等に50%ずつ配分されます。

第141号 (H17.11.1)



第142号 (H18.1.1)



第143号 (H18.3.1)



第144号 (H18.5.1)



第145号 (H18.7.1)



第146号 (H18.9.1)



第147号 (H18.11.1)



第148号 (H19.1.1)



第149号 (H19.3.1)



第151号 (H19.7.1)



第150号 (H19.5.1)



平成19年に、災害ボランティアセンター立ち上げマニュアルを作成しました。災害ボランティアセンターは、災害時に、全国から集まるボランティアと援助を必要とする方とを結び付け、状況把握と援助活動を進める拠点となります。  
大規模災害が全国各地で発生する中、社会福祉協議会の存在が大きくなっています。

第152号 (H19.9.1)



第153号 (H19.11.1)



第155号 (H20.3.1)



第154号 (H20.1.1)



法人化当初は、職員3人からスタートした越谷市社協。40周年を迎え、200人を数えるほど大きな組織となりました。

第156号 (H20.5.1)



福祉体験学習を特集した156号。小・中・高校生を対象とした福祉体験学習では、車いす体験や手話体験、点字体験などを通じた障がいの理解、高齢者疑似体験を通じ高齢を学ぶなど、福祉に対する関心を深めています。

第157号 (H20.7.1)



第158号 (H20.9.1)



第159号 (H20.11.1)



第160号 (H20.12.1)



第161号 (H21.1.1)



第162号 (H21.3.1)



第163号 (H21.5.1)



市長祝辞・会長挨拶

越谷市社協のあゆみ

社協だよりで振り返る越谷市社協

これからの越谷市社協

皆さんに支えられる社協

第164号 (H21.7.1)



第165号 (H21.9.1)



第166号 (H21.11.1)



第167号 (H22.1.1)



第168号 (H22.3.1)



第169号 (H22.5.1)



第170号 (H22.7.1)



第171号 (H22.9.1)



第172号 (H22.11.1)



第173号 (H23.1.1)



第174号 (H23.3.1)



第175号 (H23.5.1)



平成23年3月11日午後2時46分、東日本大震災の発生を受け、越谷市では、3月19日から市立第1体育館で救援物資の受け付けを行いました。受け付けや仕分け作業には、越谷市ボランティア連絡会を中心に延べ1,590人のボランティアの方が作業にあたりました。  
越谷市社協では、救援物資会場の運営のほか、受入被災者の避難所運営、義援金の受付、また、被災地での活動として、災害ボランティアセンターの運営補助や資金の特例貸付相談にあたりました。

第176号 (H23.7.1)



第177号 (H23.9.1)



第178号 (H23.11.1)



第181号 (H24.5.1)

第179号 (H24.1.1)



第180号 (H24.3.1)



越谷市社協のマスコットキャラクターを公募し、応募総数713件から「ハートん」が選ばれました。  
越谷になじみの深い「ハト」と福祉への思い「ハート」に「幸せ」の意味が込められています。

第182号 (H24.7.1)



第183号 (H24.9.1)



第187号 (H25.5.1)

第184号 (H24.11.1)



第185号 (H25.1.1)



第186号 (H25.3.1)



第2次越谷市地域福祉活動計画を策定しました。この計画は、越谷市に暮らす一人ひとりが地域社会を担う一員として、自ら考え、みんなで「福祉のまちづくり」を進めるための計画です。行政で策定する越谷市地域福祉計画と連携・補完する役割を持っており、共通の目的に向かって整合性が図られています。

第188号 (H25.7.1)



第190号 (H25.11.1)

第189号 (H25.9.1)



平成25年9月2日、越谷市で竜巻が発生し、市内北部地域に大きな被害をもたらしました。翌9月3日には、北部市民会館と老人福祉センターくすのき荘に災害ボランティアセンターを設置し、市内外から多くのボランティアを受け入れ、被災世帯の支援にあたりました。  
また、被災した世帯に対し、生活必需品購入のため、支援金の給付を行いました。

第191号 (H26.1.1)



第192号 (H26.3.1)



第193号 (H26.5.1)



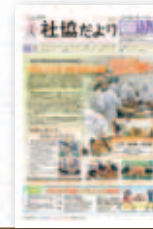
第194号 (H26.7.1)



第195号 (H26.9.1)



第196号 (H26.11.1)



第197号 (H27.1.1)



第198号 (H27.3.1)



第200号 (H27.7.1)

第199号 (H27.5.1)



平成27年7月1日号で、創刊200号を迎えた社協だより。創刊当初は、年に2回の発行でしたが、徐々に回数を増やし、現在の年6回、奇数月の発行となりました。また、発行部数も年々増加し、年間115,000部を超えています。

第201号 (H27.9.1)



第202号 (H27.11.1)



第203号 (H28.1.1)



市内4か所目となる老人福祉センターひのき荘がオープンしました。  
ひのき荘のテーマは「いきがいと交流」。地域包括支援センターが併設されるなど、高齢者福祉の新たな拠点となっています。

第204号 (H28.3.1)



お見合いパーティーを特集した第204号。越谷市社協では、法人化前の昭和40年から結婚相談所を開設し、運営を行ってきました。  
現在は、結婚相談所の運営から、お見合いパーティー形式に形は変わっていますが、「人と人をつなぐ社協」の役割を果たせるよう、様々な事業を行っています。

第205号 (H28.5.1)

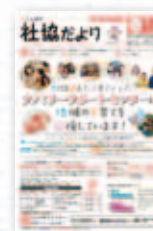


第206号 (H28.7.1)



高齢者世帯など、親族を頼れない方を対象に、定期的な見守りやいざという時の手続を支援する「みまもり・あんしん事業」を共同募金重点助成事業を受け、開始しました。  
これまで、ご自身で判断することが難しい高齢者や障がいのある方の各種手続の支援を行ってきましたが、この事業によって、「孤立」という不安や課題に対するサポート体制を整備することができました。

第207号 (H28.9.1)



第208号 (H28.11.1)



第209号 (H29.1.1)



第210号 (H29.3.1)



第211号 (H29.5.1)



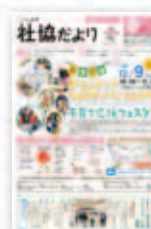
第212号 (H29.7.1)



第213号 (H29.9.1)



第214号 (H29.11.1)



第215号 (H30.1.1)



第216号 (H30.3.1)



第217号 (H30.5.1)



第218号 (H30.7.1)



第219号 (H30.9.1)



第220号 (H30.11.1)



市長祝辞・会長挨拶

越谷市社協のあゆみ

社協だよりで振り返る越谷市社協

これからの越谷市社協

皆さんに支えられる社協



# これからの越谷市社協

越谷市社協では、みんなが参画し、ともに築く、福祉のまちをめざして、高齢者、障がい者、子育て世帯など、多様化するニーズに対応するため、皆さんにご協力をいただきながら、多くの事業を行っています。この特集コーナーでは、近年、ニーズが急速に高まっている事業の特集と各分野ごとの事業をご紹介します。



## PICK UP

- 災害ボランティアセンター
- 成年後見制度
- ふれあいサロン
- ほほえみサービス

## 事業紹介

- 高齢者支援事業
- 障がい者支援事業
- 子育て支援事業
- ボランティアに関する事業
- 相談支援事業
- その他地域福祉を推進する事業





被災された方々の暮らしの再建と地域復興のために

# 災害ボランティアセンター



災害ボランティアセンターは、災害発生時のボランティア活動を迅速かつ効果的に展開するための組織で、被災者と支援を行う災害ボランティアとを調整し、地域住民が自主的に復旧・復興できない部分や行政が取り組むことが出来ない部分の復旧・復興支援を行います。

大地震や豪雨災害など、自然災害が多発するなか、被災した地域や住民の支援を行うため、各地で社会福祉協議会が中心となり、災害ボランティアセンターを立ち上げ、運営を行っています。



## 竜巻災害発生に伴い、 災害ボランティアセンターを立ち上げ

越谷市社協では、平成25年9月2日に越谷市北部で発生した竜巻災害により被災された方の支援を行うため、翌9月3日、北部市民会館と老人福祉センターくすのき荘の2か所に災害ボランティアセンターを立ち上げました。

市内外から延べ2,000人ほどのボランティアが駆け付け、がれきの撤去や屋内の清掃活動などを行いました。

### 主な活動内容

- ・訪問によるニーズ調査
- ・屋内の清掃
- ・家財道具などの搬出
- ・田畑や庭などのがれきの撤去
- ・引越しの支援

### 平成25年越谷市竜巻災害発生時の災害ボランティアセンター活動状況

開設拠点(開設日程)	ボランティア活動者数(延べ)	ニーズ対応件数
北部市民会館(9月3日～9日)	633人	55件
老人福祉センターくすのき荘(9月3日～16日)	1,222人	150件
竜巻災害生活支援センター(9月17日以降)	118人	12件
合計	1,973人	217件



# 成年後見制度



## 成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が十分でない方を保護し、支援する人（成年後見人等）を選ぶことで本人の権利を守る制度です。本人の意志を尊重し、本人に代わって契約や財産管理を行う「成年後見制度」は、高齢社会が進展する中、その必要性が急速に高まっています。

## 市民による後見活動がスタート

越谷市社協では、平成23年9月に越谷市から成年後見事業を受託し、成年後見センターこしがやを開設、制度の相談や啓発事業を開始しました。

平成24年8月には、法人後見事業をスタートし、平成25年10月には、第1期越谷市市民後見人候補者養成研修を開催し、平成26年12月には越谷市で第1号の市民後見人が誕生しています。

現在、市民後見人は越谷市社協と共に後見人等を受任し、被後見人等の身近な支援者として、主に身上の保護等の支援を行っています。



成年後見人の主な業務

財産管理	身上の保護
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現金、預貯金、不動産の管理</li> <li>・ 収入、支出の管理</li> <li>・ 有価証券等の金融商品の管理</li> <li>・ 税務処理(確定申告、納税など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療に関する契約</li> <li>・ 施設への入所契約</li> <li>・ 介護に関する契約</li> <li>・ 生活、療養看護に関する契約</li> </ul>



# ふれあいサロン



市長祝辞・会長挨拶

越谷市社協のあゆみ

社協だよりで振り返る越谷市社協

これからの越谷市社協

皆さんに支えられる社協

## ふれあいサロンとは

ふれあいサロンは、高齢者や子育て中の親子などを対象に、参加者同士の交流や情報交換の場、気軽に立ち寄れる居場所として機能しています。また、自治会やマンション単位で行う高齢者の見守り活動やコミュニティ活動の一つとして大きな関心が寄せられています。

越谷市社協では、平成12年から、住民の皆さんが自主的・主体的に行う「ふれあいサロン」活動を推進し、越谷市内には100か所を超えるサロンが立ち上がり、地域の实情に合わせた、特色ある活動を行っています。



## ふれあいサロンの担い手 ～福祉推進員～

越谷市社協では、ふれあいサロン活動の推進と共に、サロンの活動を担う福祉推進員の養成を行っています。

福祉推進員は、越谷市社協が行う事業内容やふれあいサロン活動など、地域福祉に必要な知識を学ぶ養成研修を受講し、越谷市社協会長から委嘱を受け活動を行います。

ふれあいサロン活動だけでなく、居住地域で実施される地域包括支援ネットワーク会議などにも参加し、支援の必要な方の把握や地域資源の情報共有など、住民目線で地域を見守ることができる重要な存在となっています。

ふれあいサロンの設置状況と福祉推進員数の推移  
(いずれも各年度末の数値)

	設置数(か所)	参加者数(人)	福祉推進員数(人)
平成12年度	7	370	66
平成17年度	40	9,354	218
平成22年度	67	17,356	398
平成27年度	90	23,653	572
平成29年度	102	30,943	625



住民同士の支え合いでその人らしい暮らしを

## 在宅支援家事サービス事業 ほほえみサービス



### ほほえみサービスとは

日常生活に支援が必要な方に対し、家事援助サービスを提供するほほえみサービス。平成12年に始まったこの事業では、一人暮らしの高齢者や障がい者、病気やけが、産前産後など一時的にサポートが必要な方など、既存の制度では対応が難しい、いわば、制度の狭間にある方の在宅生活を住民の皆さんがサポートしています。

サポートするスタッフは、ほほえみスタッフと呼ばれ、ご自身のできる仕事、得意な家事を越谷市社協に申請・登録し、支援が必要な方のサポートを行います。



#### サービス提供時間

月曜日～金曜日(祝日、年末年始除く)  
午前9時～午後5時

#### ほほえみサービスの主な内容

- 居室等の掃除・整理整頓 ○調理
- 衣類の洗濯 ○生活必需品の買い物
- ゴミ出し ○話し相手

#### ほほえみスタッフの応募要件

- 家事支援、在宅支援に熱意のある方
- 経験、資格は問いません。

#### 利用料金

- 1時間800円(30分超過ごとに400円)
- ※短時間サービス15分以内200円
- ※利用料金の全額がほほえみスタッフの報酬となります。




# 高齢者支援事業


## 紙おむつ等配付事業

内 容	世帯全員の市・県民税が非課税で①～④のいずれかに該当する方へ、年2回紙おむつを配付します。 ①介護保険の要介護1～5の認定を受けている方 ②身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方 ③療養手帳AまたはAの交付を受けている方 ④2歳未満の子どもを養育している方
対 象 者 等	該当する市内在住で在宅において常時紙おむつを使用する方
利用料・手続き等	無料(ただし、配付限度額を超えて申請を行う場合は差額は申請者負担となります。)
問 合 せ	生活支援課 生活支援担当


## 一人暮らし高齢者会食サービス

内 容	市内地区センターなどを会場に、毎月1回一人暮らし高齢者を対象に、ボランティアによる会食会を実施します。	
対 象 者 等	市内在住で70歳以上の一人暮らしの高齢者	
利用料・手続き等	無料 担当または、お住まいの地区の民生委員を通じて参加手続きを行います。	
問 合 せ	地域福祉課 ボランティアセンター担当	

## 福祉車両貸出し事業

内 容	歩行困難な高齢者や障がい者等が積極的に社会参加することを目的に、車いすで乗降可能な福祉車両の貸し出しを行います。 【貸出車両】トヨタ・ノア(5人乗り)、スズキ・エブリイ(4人乗り)	
対 象 者 等	市内在住の歩行困難で車いすを利用されている方	
利用料・手続き等	無料(ガソリン代等の実費は利用者負担) 予約制(利用日の1か月前から受け付け)	
問 合 せ	生活支援課 生活支援担当	

## 車いす貸出し事業

内 容	日常生活を容易にし、介護を支援することを目的に車いすの貸し出しを行います。 貸出期間：最長6か月 (老人福祉センター4館でも対応しています。)	
対 象 者 等	市内在住で一時的に車いすを必要とする方	
利用料・手続き等	無料	
問 合 せ	生活支援課 生活支援担当	

市長祝辞・会長挨拶


越谷市社協のあゆみ

社協だよりで振り返る越谷市社協


これからの越谷市社協

皆さんに支えられる社協


## 福祉サービス利用援助事業「あんしんサポートねっと」

内 容	<p>一人で判断することに不安のある高齢者や障がいのある方などが、安心して生活が送れるように定期的に訪問し、福祉サービスの利用援助などの支援を行います。</p> <p><b>【サービス内容】</b>                  ①福祉サービス利用援助 ②日常生活上の手続援助                  ③日常的金銭管理 ④書類等預かりサービス                  ※利用料の助成制度があります。</p>	
対 象 者 等	判断能力が十分でない高齢者や知的障がい・精神障がいのある方	
利用料・手続き等	①～③については1回1時間1,200円～1,600円、④については基本料2,000円(年間)と利用料500円(月額) 利用については、上記の事項のほかに複数の条件があります。	
問 合 せ	成年後見センターこしがや	

## みまもり・あんしん事業

内 容	<p>親族を頼れない等の理由で、将来に不安を抱える高齢者世帯を対象に、孤立せず、地域で安心した生活が送れるよう、次の支援を行います。</p> <p>&lt;基本サービス&gt;                  定期訪問による安否確認、日常生活の相談等</p> <p>&lt;選択サービス&gt;                  ○個別支援サービス(郵便物の確認、各種手続のお手伝い等)                  ○保証サービス(入院・入所時の保証人に準じたサービス)                  ○死後事務手続サービス(葬儀、埋葬等の手続)                  ○書類等預かりサービス(通帳やはんこ等の保管)</p>	
対 象 者 等	65歳以上の一人暮らしまたは夫婦のみの世帯で、次の全てに該当する方 ①越谷市内に住所があり、現にお住まいの方 ②親族に支援者がなく、将来に不安を抱えている方 ③契約の内容を判断することができる方 ④生活保護を受けていない方	
利用料・手続き等	<b>【入会金】10,000円(初回のみ)</b> <b>【会費】5,000円(月額) ※選択サービス利用する場合別途サービス利用料がかかります。</b>	
問 合 せ	成年後見センターこしがや	

## 地域包括支援センター

内 容	高齢者の総合相談	
対 象 者 等	越ヶ谷地区にお住まいの高齢者	
利用料・手続き等	制度の利用や相談については、お問い合わせください。	
問 合 せ	地域包括支援センター越ヶ谷	

## 介護事業

内 容	各種介護サービスの提供を行います。 <b>【介護保険事業】</b> ①介護支援 ②訪問介護 ③通所介護 <b>【在宅自立支援訪問介護事業】</b>
対 象 者 等	介護保険要介護認定を受けている方等
利用料・手続き等	制度の利用、相談については、お問い合わせください。
問 合 せ	介護保険事業課

在宅認知症高齢者等支援事業

内 容	介護保険制度を利用されていない認知症高齢者等に対し、日帰り預かりサービス(デイサービス)を提供します。
対 象 者 等	介護保険非該当で本サービスを必要とする方
利用料・手続き等	基本料金：1日1,500円 送迎代：片道250円 食費：1食700円(おやつ代含む) 入浴：1回500円 レクリエーション費：月額500円
問 合 せ	介護保険事業課

老人福祉センター

内 容	<p>高齢者の交流スペースの提供や健康増進、教養の向上およびレクリエーションのための講座、交流事業を実施します。また、各種の相談に応じるとともに、利用者相互のクラブ活動も盛んに行われています。</p> <p>【各館のテーマ】けやき荘「娯楽と教養」 くすのき荘「趣味と学習」 ゆりのき荘「ふれあいと健康づくり」 ひのき荘「いきがいと交流」</p> <p>【主要施設】浴室、教養娯楽室(カラオケ用音響機器)、健康相談室、茶道・華道室</p> <p>【開館時間】9時30分～16時(4館共通)</p> <p>【休館日】</p> <p>けやき荘(第1・3・5土曜日、第2・4日曜日(日曜日から始まる月は第2・4土曜日、第2・4日曜日)、祝日および年末年始)</p> <p>くすのき荘(第2・4土曜日、第1・3・5日曜日(日曜日から始まる月は第1・3土曜日、第1・3・5日曜日)、祝日および年末年始)</p> <p>ゆりのき荘(月曜日(月曜日が祝日の場合はその翌日)および年末年始)</p> <p>ひのき荘(火曜日(火曜日が祝日の場合はその翌日)および年末年始)</p>
対 象 者 等	原則として市内在住の60歳以上の方
利用料・手続き等	<p>【利用料】無 料：市内在住で60歳以上の方、障がい者手帳をお持ちの方、小学生以下の方 200円：市内居住者で60歳未満の方および市外居住者で60歳以上の方 400円：上記以外の方</p> <p>【手続き】市内在住60歳以上の方には使用証を発行します。初めて利用する際は、住所・氏名・年齢がわかるもの(運転免許証、保険証等)を持参の上、いずれかのセンターで登録手続きを行ってください。</p>
問 合 せ	老人福祉センターけやき荘、くすのき荘、ゆりのき荘、ひのき荘

越谷市助け合いの仕組みづくり事業

内 容	<p>高齢者の交流スペースの提供や講座、交流事業を実施します。</p> <p>【開館時間】9時～17時</p> <p>【休館】火曜日および年末年始(「ふらっと」がもう) 日曜日および年末年始(「ふらっと」おおぶくろ)</p>
対 象 者 等	原則60歳以上
利用料・手続き等	無料(講座は実費負担あり)
問 合 せ	「ふらっと」がもう、「ふらっと」おおぶくろ

越谷地域支え合いサービス事業

内 容	<p>日常生活のちょっとした困りごとをサポートスタッフが手伝います。このほか、地域ネットワークづくりと情報発信の拠点として、地場産の農産物、特産品の展示販売を行っています。場所は「ふらっと」がもうです。</p> <p>【時間】9時～17時 【休館】火曜日および年末年始</p>
対 象 者 等	高齢者や育児中で「ふらっと」がもう周辺にお住まいの方
利用料・手続き等	1回500円(1時間以内の作業) ※作業を行ったサポートスタッフは地元商店街で使える500円分の商品券を受け取ることができます。◎利用者、サポートスタッフとも、事前登録が必要です。
問 合 せ	「ふらっと」がもう

市長祝辞・会長挨拶

越谷市社協のあゆみ

社協だよりで振り返る越谷市社協

これからの越谷市社協

皆さんに支えられる社協

# 障がい者支援

## 障害者福祉センターこぼと館

内 容	機能訓練、教養講座を通じて、障がい者の自立と福祉の増進を図ります。 また、障がい者福祉団体へ、部屋の貸し出しを行っています。
対 象 者 等	市内在住の18歳以上の障がい者、市内の障がい者団体 等
利用料・手続き等	利用や相談については、お問い合わせください。
問 合 せ	障害者福祉センターこぼと館



## 障害者就労訓練施設しらこぼと

内 容	就労に必要な訓練や生活相談を行い、障がい者の自立および福祉の増進を図ります。また、障がい者福祉団体へ、部屋の貸し出しを行っています。このほか、指定特定相談支援事業を実施し、障害福祉サービスの利用についての情報提供や助言、サービス等利用計画書の作成を行います。
対 象 者 等	【相談】障がいに関する相談はどなたでも可 【貸室】市内の障がい者団体、事業所 等
利用料・手続き等	利用や相談については、お問い合わせください。
問 合 せ	障害者就労訓練施設しらこぼと



## 指定障害福祉サービス事業所「しらこぼと」

内 容	障がい者の就労訓練を行い、就労に向けた能力の向上を図ります。 【就労移行支援】 企業への就労希望者に対し、期間を定め就労訓練を行います。 【就労継続支援B型】 企業に就労することが困難な方などに対し、生産活動の場を提供し、就労に向けた知識や能力の向上のため訓練を行います。
対 象 者 等	18歳以上の障がい者(障がいの種類は問いません。)
利用料・手続き等	利用や相談については、お問い合わせください。
問 合 せ	指定障害福祉サービス事業所「しらこぼと」



## 越谷市障害者就労支援事業

内 容	障がい者の就職や雇用に関する相談を行います。また、職場参加・職場体験実習を行い、職業的・社会的自立に向けた総合的な支援を行います。
対 象 者 等	越谷市在住の障がいを持つ方 障がい者を雇用しようとする事業者 等
利用料・手続き等	利用や相談については、お問い合わせください。
問 合 せ	越谷市障害者就労支援センター





### 障害者ガイドヘルパー派遣事業

内 容	社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等社会参加のための外出をするとき、ガイドヘルパーを派遣します。
対 象 者 等	市内在住の視覚障害1・2級または下肢・体幹障害1・2級で車いすでなければ移動できない方
利用料・手続き等	無料(ガイドヘルパーの交通費は利用者の実費負担) ※ガイドヘルパーには1時間につき850円の謝金が支払われます。 詳細は、お問い合わせください。
問 合 せ	生活支援課 生活支援担当

### コミュニケーション支援事業

内 容	聴覚障がい者等に対し、手話通訳者および要約筆記者を派遣します。 ※手話通訳者、要約筆記者の養成研修を実施しています。
対 象 者 等	市内在住の聴覚障がい者等で手話通訳者・要約筆記者を必要とする方
利用料・手続き等	利用や相談については、お問い合わせください。
問 合 せ	手話通訳者・要約筆記者派遣事務所



### 介護事業

内 容	在宅の障がい児者に対し、居宅において日常生活を営むことができるよう、ホームヘルパーが身体介護、家事援助等の居宅サービスを提供しています。 【居宅介護等事業】【移動支援事業】
対 象 者 等	在宅の障がい児者等で市町村に支給申請を行い、支給量が決定された方
利用料・手続き等	事業の詳細、相談については、お問い合わせください。
問 合 せ	介護保険事業課

- ▶ 紙おむつ等配付事業……P20
- ▶ 福祉車両貸出し事業……P20
- ▶ 車いす貸出し事業……P20
- ▶ 福祉サービス利用援助事業……P21
- ▶ みまもり・あんしん事業……P21



手話通訳者・要約筆記者派遣事務所にて配信している「こしがや手話チャンネル」



イオンレイクタウンで開催する障がい者の作品展「こころのアート展」

市長祝辞・会長挨拶

越谷市社協のあゆみ

社協だよりで振り返る越谷市社協

これからの越谷市社協

皆さんに支えられる社協

# 子育て支援事業

## 子育てサロン

内 容	子育ての相談や、子育て中の方の交流、情報提供をしています。また、テーマ別のサロンやひろばのほか、子育て講座を開催しています。 【会場】ヴァリエ(新越谷駅1階)、児童館コスモス、児童館ヒマワリ、レイクタウン水辺のまちづくり館		
対 象 者 等	未就学児とその保護者および妊娠中の方		
利用料・手続き等	無料(子育て講座は実費負担あり) 子育て講座は事前に申し込みが必要です。		
問 合 せ	地域福祉課 地域福祉担当		



## ふれあい赤ちゃんひろば

内 容	子育て中の方の交流や情報提供をしています。【会場】「ふらっと」おおぶくろ 【時間】9時30分～14時30分 【開催】月曜日(年末年始を除く)		
対 象 者 等	1歳未満の赤ちゃんと保護者		
利用料・手続き等	無料	問 合 せ	地域福祉課 地域福祉担当

## 子育て情報誌

内 容	子育てに関する情報をまとめた情報誌を発行し、関係機関や保健センターで行われる新生児訪問などで、配布しています。		
対 象 者 等	子育て中の親子等		
利用料・手続き等	無料	問 合 せ	地域福祉課 地域福祉担当



## ファミリー・サポート・センター事業

内 容	お子さんの預かりや保育施設までの送迎など、利用会員のニーズに合った提供会員(子育ての援助を行う方)を紹介します。 ※利用料の助成制度があります。		
対 象 者 等	小学校修了までのお子さんを持つ親		
利用料・手続き等	1時間700円～1,100円(交通費、飲食代等の実費は別途) 利用会員、提供会員とも事前登録が必要です。提供会員は事前研修修了後、登録となります。		
問 合 せ	ファミリー・サポート・センター		

## 石川奨学福祉基金奨学資金給与事業

内 容	高等学校に在学する経済的な理由により修学が困難な方へ、奨学資金を給与します。 【奨学資金の額】1か月5,000円		
対 象 者 等	越谷市に住民登録しているひとり親世帯および祖父母が保護者の世帯で、市・県民税が非課税の世帯(生活保護世帯を除く)		
利用料・手続き等	申請には複数の条件があります。なお、申請時には在学校の校長推薦が必要です。		
問 合 せ	生活支援課 生活支援担当		

# ボランティア

## ジュニアボランティアスクール

内 容	小学生を対象に夏休み期間中、手話や点字、車いすなど福祉に関する様々な体験学習を行います。		
対 象 者 等	市内在住・在学の小学生		
利用料・手続き等	事前に申し込みが必要です。	問 合 せ	地域福祉課 ボランティアセンター担当

## 青少年ボランティアスクール

内 容	夏休み期間中、市内の高齢者、障がい者、保育施設等でボランティア体験を行います。		
対 象 者 等	市内在住・在学・在勤の青少年(中学生以上)		
利用料・手続き等	事前に申し込みが必要です。	問 合 せ	地域福祉課 ボランティアセンター担当

## ボランティア入門講座

内 容	ボランティア活動に必要な知識を学び、理解と関心を高めます。		
対 象 者 等	市内在住・在学・在勤でボランティア活動を始めようと考えている方または、もう一度学び直したい方		
利用料・手続き等	事前に申し込みが必要です。	問 合 せ	地域福祉課 ボランティアセンター担当

## ボランティア専門講座

内 容	ボランティア技術に関する専門知識の取得及び技術の向上を図ります。		
対 象 者 等	市内在住・在学・在勤または市内でボランティア活動を行っている方		
利用料・手続き等	事前に申し込みが必要です。	問 合 せ	地域福祉課 ボランティアセンター担当

## 越谷市災害ボランティア登録制度

内 容	災害ボランティアとして活動する意欲のある個人または団体を対象に、災害時のボランティア活動を円滑に行うことを目的に事前登録を行います。		
対 象 者 等	15歳以上の方、企業や団体等		
利用料・手続き等	本人が直接担当窓口で登録申請してください。なお、未成年の方は保護者の同意が必要です。		
問 合 せ	地域福祉課 ボランティアセンター担当		

## 介護支援ボランティア制度事業

内 容	介護保険施設等で行ったボランティア活動に対し、ポイントを付与します。年間のポイント数に応じて、交付金を交付します。		
対 象 者 等	①越谷市介護保険第1号被保険者(65歳以上の方) ②市内の住所地特例対象施設に入所する他市町村の介護保険第1号被保険者		
利用料・手続き等	越谷市介護保険被保険者証を持参の上、本人が直接担当窓口で登録申請してください。		
問 合 せ	地域福祉課 ボランティアセンター担当		

# 相談支援

## 総合福祉相談

内 容	福祉情報の提供や心配ごとの相談を受けます。		
対 象 者 等	対象者の制限等はありません。	利用料・手続き等	無料 予約は不要です。
問 合 せ	生活支援課 生活支援担当		

## 法律相談

内 容	弁護士が法律に関する相談を受けます。		
対 象 者 等	越谷市在住の方		
利用料・手続き等	無料 事前予約が必要となりますので、担当までお申し込みください。(電話予約可)		
問 合 せ	生活支援課 生活支援担当		

## ボランティア相談

内 容	個人、団体、学校、福祉施設等からのボランティアに関する相談・情報提供・登録等を行います。また、全国社会福祉協議会ボランティア活動保険の加入手続きを行います。		
対 象 者 等	市民および法人・団体等		
利用料・手続き等	無料(ただし、ボランティア活動保険の加入については、保険料が必要となります。)		
問 合 せ	地域福祉課 ボランティアセンター担当		

# 経済的支援

## 生活福祉資金貸付事業

内 容	低所得者、障がい者または高齢者に対し、資金の貸し付けや相談支援を行います。 【資金の種類】総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金		
対 象 者 等	低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯		
利用料・手続き等	資金の貸し付けについては、上記の事項のほかに複数の条件があります。		
問 合 せ	生活支援課 生活支援担当		

## 福祉資金貸付事業

内 容	経済的理由により一時的な生活困窮世帯に対し、福祉資金の貸し付けを行います。		
対 象 者 等	越谷市内に住民登録し、3か月以上居住していること 等		
利用料・手続き等	資金の貸し付けについては、上記の事項のほかに複数の条件があります。		
問 合 せ	生活支援課 生活支援担当		

## 援護金の配分

内 容	民生委員・児童委員の協力のもと、歳末たすけあい募金を財源に、援護金の配分を行います。	
対 象 者 等	越谷市に住民登録している市・県民税非課税世帯(生活保護世帯を除く。)または、歳末たすけあい検討委員会において、特に援助が必要と認められる世帯	
利用料・手続き等	申し込みは、担当の民生委員・児童委員を通じて行います。上記の事項のほかに複数の条件がありますので、担当までお問い合わせください。また、広報紙やホームページ等に募集のお知らせを掲載します。	
問 合 せ	生活支援課	生活支援担当

# その他の地域福祉を推進する事業

## 地域福祉出前講座

内 容	職員が地域の会合などに出向いて、事業の出前講座を行います。	
対 象 者 等	市内に在住、在勤、在学している5人以上で構成された団体等	
利用料・手続き等	無料(事前申し込みが必要です。)	
問 合 せ	地域福祉課	地域福祉担当

## 社会福祉活動団体等支援事業

内 容	社会福祉活動団体等が行う助成金対象事業に対し、助成金を交付し、社会福祉の増進を図ります。	
対 象 者 等	越谷市内で福祉活動を行う社会福祉活動団体等(市内に活動拠点有)	
利用料・手続き等	募集期間中に申請が必要です。審査委員会で承認を受けたのち、助成金を交付します。	
問 合 せ	地域福祉課	地域福祉担当

## 備品貸出

内 容	市内の団体、施設のイベントに遊具や着ぐるみ等を貸し出します。 【貸出物品】遊具(ナンバーストライク、輪投げ等、20種類)、着ぐるみ(さる、うさぎ等7体)	
対 象 者 等	市内の団体・施設等	利用料・手続き等 無料(着ぐるみは、1体につき1,000円のクリーニング代が必要です。)
問 合 せ	生活支援課	生活支援担当

## 結婚支援事業

内 容	少子化・晩婚化対策の一環として、お見合いパーティーを開催し、良縁を求めている方へ出逢いの場を提供します。	
対 象 者 等	独身男女(市内市外問わず) ※対象年齢を設けています。	
利用料・手続き等	事前に申し込みが必要です。参加決定後、参加費と独身証明書の提出が必要です。	
問 合 せ	生活支援課	生活支援担当

# 皆さんに支えられる社協

## ～社協組織の強化に向けて～

越谷市社協では、地域福祉推進のため、様々な形で市民の皆様からご協力をいただいています。募金や会費等へご協力をいただくことで、寄附を通じ、皆様に地域福祉活動に参画していただいています。

### 社会福祉協議会会員会費

会員会費は、社協がすすめる地域福祉活動を住民の参加、協力、支持によって進めるための重要な制度となっています。

住民の皆様には、会員として協力いただき、その会費が地域福祉活動の重要な財源となっています。

#### <会員の種類>

一般会員	200円 (1口)
賛助会員	1,000円 (1口)
特別会員	5,000円 (1口)
法人会員	10,000円 (1口)

### 赤い羽根共同募金

共同募金は、戦後間もない昭和22年に市民主体の民間運動として始まりました。

当初は、戦後復興の一助として、被災した福祉施設を中心に支援が行われ、その後、法律（現：社会福祉法）に基づき、地域福祉の推進のために活用されています。

越谷市社協は、埼玉県共同募金会越谷市支会として、募金活動に取り組んでいます。

#### <募金の種類>

戸別募金 (1世帯当たりの目安額350円)
(自治会の協力を得てお願いする募金)
街頭募金
(駅や街頭でお願いする募金)
学校募金
(学校単位で参加をお願いする募金)
職域募金
(各職場で協力をお願いする募金)
法人・個人大口募金
(事業主、篤志家の方に協力をお願いする募金)

### 歳末たすけあい募金

歳末たすけあい募金は、共同募金運動の一環として、新たな年を迎える時期に、支援を必要としている方々が安心して暮らすことができるよう実施している募金です。この運動は、明治39年に大阪毎日新聞が「歳末同情募金」を集め

たのが始まりで、元々は、共同募金運動とは別の取り組みでしたが、昭和34年から共同募金運動の一環として取り組まれるようになりました。

#### <募金の種類>

戸別募金 (1世帯当たりの目安額200円)
(自治会の協力を得てお願いする募金)
街頭募金
(駅や街頭でお願いする募金)
学校募金
(学校単位で参加をお願いする募金)
職域募金
(各職場で協力をお願いする募金)
法人・個人大口募金
(事業主、篤志家の方に協力をお願いする募金)

### 愛の詩基金

愛の詩基金は、昭和59年7月に越谷市社協の法人化15周年を記念して、設立したものです。

市民の皆様から寄せられた寄附金を基金に積み立て、運用し、その果実（利息）を地域子育て支援事業等、様々な福祉事業に活用しています。

### 遺贈

「自身の遺産を社会に還元したい」

少子高齢化が進展する中、多様化する死生観を背景に、残した財産を特定の目的のために寄付をする「遺贈」という考え方が広がっています。

越谷市社協では、越谷市内の地域福祉活動推進のため、遺贈の受け付けを行っています。これまでに4件の遺贈を受け、故人の遺志に沿った活用をさせていただいています。

### 寄附金控除について

越谷市社協でお受けする寄附等については、寄附金控除の対象となっており、税額控除または所得控除が可能です。

## 越谷市社会福祉協議会組織図



## 所管施設一覧

### 越谷市社会福祉協議会事務局

企画管理課	越ヶ谷四丁目1番1号 中央市民会館内	TEL(966)3411
地域福祉課		TEL(966)3411
生活支援課		TEL(966)2251
介護保険事業課	大沢二丁目7番12号	TEL(973)7343

### 施設・拠点

ボランティアセンター	越ヶ谷四丁目1番1号 中央市民会館内	TEL(966)3211
こしがやファミリー・サポート・センター		TEL(960)2311
地域包括支援センター越ヶ谷		TEL(966)1851
成年後見センターこしがや		TEL(966)2281
障害者福祉センターこばと館		TEL(966)6633
越谷市手話通訳者・要約筆記者派遣事務所		TEL(966)4593
老人福祉センターけやき荘	新川町二丁目55番地	TEL(965)5822
老人福祉センターくすのき荘	大杉655番地	TEL(979)6600
老人福祉センターゆりのき荘	増林三丁目2番地2	TEL(992)6601
老人福祉センターひのき荘	川柳町二丁目507番地1	TEL(973)7903
越谷市民プール	増林三丁目2番地2	TEL(992)6602
障害者就労訓練施設しらこぼと	増林5830番地4	TEL(965)6594
指定障害福祉サービス事業所「しらこぼと」		TEL(965)6541
越谷市障害者就労支援センター	東越谷一丁目5番地6 越谷市産業雇用支援センター内	TEL(967)2422
越谷市子育てサロン ヴァリエ	南越谷一丁目11番4号 新越谷駅ビル ヴァリエ内	TEL(961)3623
「ふらっと」がもう	蒲生寿町17番地12	TEL(986)5115
「ふらっと」おおぶくろ	袋山1435番地16	TEL(975)4000
指定居宅介護支援事業所「こしがや社協」	大沢二丁目7番12号	TEL(973)7341
指定居宅サービス事業所「こしがや社協」		TEL(973)7343
指定居宅介護事業所「こしがや社協」		
デイサービス喜左衛門	相模町六丁目442番地28	TEL(985)0086
デイサービスこしがや社協・しあわせ家族	新川町一丁目217番地2	TEL(972)5983

## 社会福祉法人 越谷市社会福祉協議会

〒343-0813 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目1番1号(越谷市中央市民会館2階)

TEL : 048-966-3411 FAX : 048-966-7195

ホームページ : <http://www.koshigaya-syakyo.com/>

発行日 : 平成31年2月1日